



肝炎治療を受けて肝がんを予防しましょう

## B型・C型肝炎の

## 治療費助成制度をご利用ください

肝がんの原因の約9割がB型・C型肝炎ウイルスによる肝炎ですが、適切に肝炎治療を受けることで肝がんを予防することができます。

この肝炎治療のための治療費助成が平成26年度まで実施されます。佐賀県は肝がん死亡率が高い県でもありません。助成制度を利用して肝炎治療を始め、肝がんを予防しましょう。

### 対象

次の①～③全てに該当する人

- ①健康保険に加入している県内在住者
- ②B型、C型肝炎ウイルスの除去を目的としたインターフェロン治療またはB型肝炎の人は核酸アナログ製剤治療を希望する人
- ③申請後に認定協議会で認定された人

### 治療を受ける医療機関

県指定医療機関

佐賀県ホームページをご覧になるか、佐賀中部保健福祉事務所で確認できます。

### 助成内容

治療費の自己負担限度額は一月あたり8万円程度が必要ですが、助成を受けると原則1万円になります。

ただし、世帯全員の住民税（所得割）課税年額の合計額が23万5千円以上の人

は自己負担限度額が2万円になります。

### 助成期間

申請書類を提出した月の初日から1年間（延長や更新、2回目利用が可能なが場合があります）

### 申請方法

まずは、治療開始前に佐賀中部保健福祉事務所に相談してください。また、申請の時期や治療内容等については、主治医によっても相談ください。

### 問い合わせ

佐賀中部保健福祉事務所

健康指導担当 ☎30-19905

## インフルエンザ患者が急増しています

今年の佐賀県のインフルエンザ患者数は他県と比べ多い状況となっており、警報レベルになりました。インフルエンザにならない、うつさないために咳エチケットやまめな手洗い、うがい、マスクの着用、予防接種などで予防をしましょう！

### 「咳エチケット」とは

マスクの着用やティッシュなどで口と鼻を押さえる等、咳・くしゃみで他の人にインフルエンザをうつさないために行うマナーのこと。



### ～いのちと心の文庫事業～

## 市内の理容室・美容室・薬局に本を配布しました

みなさんが普段、定期的に利用される場所でも、いのちの大切さを学んだり、心の病気について考えてみませんか？

市内の理容室・美容室・薬局にいのちと心に関する本を配布しました。文庫本や絵本、コミックなど読みやすいものを選びましたので、ぜひ手にとってご覧ください。

## ヒブワクチン追加接種の接種間隔が変更になりました

平成24年11月にヒブワクチンの接種方法が変わり、追加接種の接種期間が次のように定められました。

### 【変更前】

初回接種終了後、概ね1年の間隔で1回



### 【変更後】

初回接種終了後、7～13か月の間に1回

### ◎追加接種の接種間隔の考え方

【例】平成24年12月15日に初回接種を終了したとすると、追加接種は平成25年7月16日～平成26年1月15日の間に行うことになります。

※体調不良で接種期間を過ぎてしまった場合は、健康増進課へお問い合わせください。

### ■問い合わせ

健康増進課 ☎75-3355

